

○ 動物の輸入届出制度

輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成17年9月1日より動物を輸入する際に厚生労働省への届出が必要となった。この制度により、動物を輸入（販売や展示、個人のペットを含む）する際は、動物の種類、数量その他必要事項を検疫所に届け出ることを義務付けている。

届出対象動物

生きた動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 齧歯目に属する動物 ・ うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物 ・ その他、陸生ほ乳類 ・ 鳥類
死体のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 齧歯目に属する動物 ・ うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物



海外から動物の持ち帰りを希望する方に向けたパンフレット